

2026 年 9 月 30 日

採用活動におけるハラスメント防止の取組みについて

信金中央金庫

信金中央金庫（以下「信金中金」といいます。）では、各種ハラスメント行為を禁止する方針を定め、人権を尊重した行動の徹底を役職員に対して周知しています。

採用活動においても、求職者等※の皆さまが安心して面談・選考等に臨むことができるよう、下記のとおりルールを定めるとともに、「採用活動に関するハラスメント相談窓口」を設置し、相談・苦情に対して迅速かつ適切に対応します。

※求職者等：応募者、インターンシップ参加者、会社説明会参加者その他信金中金の採用活動等に参加するすべての方をいいます。

記

1. 採用活動に関するルール

(1) 面談時間

- ・面談等は、原則として通常の業務時間帯に実施します。
- ・ただし、求職者等の事情により日中の実施が難しい場合には、求職者等の意向を確認したうえで、業務時間外に実施することがあります。

(2) 面談場所

面談等は、原則として、次のいずれかの場所または方法により実施します。

- ① 信金中金の施設（会議室・オープンスペース等）
- ② 合同企業説明会等の採用イベント会場（主催者が指定または管理する面談場所等）
- ③ 求職者等が所属する学校等の施設
- ④ 喫茶店・レストラン等（個室は使用しません。）
- ⑤ WEB会議システム

(3) 連絡手段

- ・採用活動等に関する連絡は、採用専用マイページ、業務用メールアドレスまたは電話番号により行います。
- ・役職員個人の私的なSNSアカウント、私用メールアドレスその他これに類する手段による直接のやり取りは行いません。
- ・連絡は原則として通常の業務時間帯に行いますが、やむを得ない事情により時間外に連絡する場合は、求職者等の私生活に十分配慮します。

(4) 実施体制

- ・面談等では、ハラスメントおよび差別につながるような本人の適性・能力に関係のない事項（本籍など本人に責任のない事項や、思想・信条など本来自由であるべき事項等）に関する質問はいたしません。
- ・役職員が、求職者等に対し、私的な接触、私的な連絡先の交換の要求、私的な会食・飲酒の勧誘を行うことはありません。

2. 採用活動に関するハラスメント相談窓口

信金中金では、求職者等の皆さまが信金中金の職員からハラスメントと思われる行為を受けた場合の相談・苦情を受け付ける窓口を設置しています。

万が一、信金中金の職員から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、迅速かつ適切に対応いたします。

相談・苦情を受けた場合には、事実関係を確認のうえ、行為が認められたときは社内規程等に基づき厳正に対処し、再発防止に努めます。

なお、ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応いたします。また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどにより、不利益な取り扱いを行ったり、採用選考の判断に影響を及ぼしたりすることはありません。

【採用活動に関するハラスメント相談窓口】

信金中央金庫 人事部 人事グループ

TEL：03-5202-7622（受付時間：8時45分～17時15分※土日祝日は除く）

以 上